

長野県告示第260号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成21年4月6日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

基本測量（1:25,000地形図修正測量）

2 作業期間

平成20年4月7日から平成21年3月24日まで

3 作業地域

長野県全域

建設政策課

長野県告示第261号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成21年4月6日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備作業）

2 作業期間

平成20年9月16日から平成21年3月27日まで

3 作業地域

松本市、須坂市、塩尻市、安曇野市

建設政策課



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成21年4月6日

長野県知事 村井 仁

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

長野県税務電算システム保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県総務部税務課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 随意契約の相手方を決定した日

平成21年3月19日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称 富士通株式会社信越支社

(2) 所在地 長野市鶴賀緑町1415

5 随意契約に係る契約金額

40,162,500円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

税務課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年4月6日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

普通乗用自動車 1台

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成21年5月15日

(4) 納入場所

長野県庁

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」とい

う。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県衛生部病院事業局

電話 026(235)7160

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年4月17日(金) 午後3時

イ 場所 長野県庁 本館病院事業局長室

(3) 入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成21年4月17日(金) 午後2時30分

イ 場所 長野県衛生部病院事業局

(4) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成21年4月16日(木) 午後5時(必着)

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県衛生部病院事業局

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要です。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

病院事業局

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年4月6日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパースポーツゼビオ 松本店

松本市芳川村井町856-16 外8筆

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

有限会社 KRF6

東京都港区新橋2-2-9

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住 所
ゼビオ 株式会社	諸 橋 友 良	福島県郡山市朝日3-7-35

(変更後)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住 所
ゼビオ 株式会社	諸 橋 友 良	福島県郡山市朝日3-7-35
株式会社 バロー	田 代 正 美	岐阜県恵那市大井町180-1

4 変更した年月日

平成21年3月10日

5 届出年月日

平成21年3月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年4月6日から平成21年8月6日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年4月6日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コミュニティーマーケットプレイスGAZA

塩尻市大字広丘野村1688-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社 アップルランド

松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住 所
株式会社 アップルランド	瀧澤 知 峰	長野県松本市大字今井7155-28
株式会社 フジミヤ	降 幡 章 雄	長野県松本市島内4201-7
有限会社 友瀧園茶店	友 瀧 博 夫	長野県塩尻市大門5番町1-4
株式会社 たけうち	竹 内 實	兵庫県赤穂市加里屋2164-28
株式会社 健康家族	矢 部 一	長野県岡谷市赤羽1-4-18
株式会社 ノセ眼鏡店	能 勢 頼 明	長野県松本市大手4-4-3
株式会社 チョダ	舟 橋 政 男	東京都杉並区成田東4-39-8
株式会社 東京デリカ	木 山 茂 年	東京都葛飾区新小岩1-48-14
株式会社 ダイリン	大 輪 幸 夫	長野県塩尻市広丘原新田573-2
株式会社 大創産業	矢 野 博 丈	広島県東広島市西条吉行東1-4-14
株式会社 しまむら	野 中 正 人	埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4
株式会社 マックハウス	栗 原 勝 利	東京都杉並区梅里1-7-7
株式会社 ハニーズ	江 尻 義 久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
株式会社 神奈川くまざわ書店	熊 沢 真	東京都八王子市八日町1-11
株式会社 いちた	松 尾 正 英	長野県塩尻市大門1番町8-1
有限会社 衣料のカミジョウ	上 條 幸 教	長野県塩尻市大字広丘野村1665-13
株式会社 タツミヤ	指 田 努	東京都八王子市暁町1-32-13

(変更後)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住 所
株式会社 アップルランド	小 磯 恵 司	長野県松本市大字今井7155-28
有限会社 宮沢雑貨店	宮 沢 由 美 子	長野県諏訪市諏訪1-6-1 諏訪プラザ2階
株式会社 たちばな	松 本 秀 幸	長野県長野市鶴賀緑町2214
株式会社 健康家族	麻 田 正 義	長野県岡谷市赤羽1-4-18
株式会社 ノセ眼鏡店	能 勢 頼 明	長野県松本市大手4-4-3
株式会社 チョダ	舟 橋 政 男	東京都杉並区成田東4-39-8
株式会社 東京デリカ	木 山 茂 年	東京都葛飾区新小岩1-48-14
株式会社 ダイリン	大 輪 幸 夫	長野県塩尻市広丘原新田573-2
株式会社 大創産業	矢 野 博 丈	広島県東広島市西条吉行東1-4-14
株式会社 しまむら	野 中 正 人	埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4
株式会社 マックハウス	栗 原 勝 利	東京都杉並区梅里1-7-7
株式会社 ハニーズ	江 尻 義 久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
株式会社 神奈川くまざわ書店	熊 沢 真	東京都八王子市八日町1-11
株式会社 いちた	松 尾 正 英	長野県塩尻市大門1番町8-1
有限会社 衣料のカミジョウ	上 條 幸 教	長野県塩尻市大字広丘野村1665-13
株式会社 タツミヤ	指 田 努	東京都八王子市暁町1-32-13

4 変更した年月日

・株式会社 アップルランド の代表者の変更

平成20年4月25日

・株式会社 フジミヤ の退店及び 有限会社 宮沢雑貨店 の出店 平成20年9月1日

・有限会社 友瀧園茶店 の退店 平成19年11月9日

・株式会社 たけうちの退店 及び 株式会社 たちばな の出店 平成18年11月24日

・株式会社 健康家族 の代表者の変更 平成20年6月27日

5 届出年月日

平成21年3月17日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年4月6日から平成21年8月6日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年4月6日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア 堀金店
安曇野市堀金烏川5142-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社 ベイシア
群馬県前橋市亀里町900

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ベイシア	土屋 嘉雄	群馬県前橋市亀里町900

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ベイシア	高山 正雄	群馬県前橋市亀里町900

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ベイシア	土屋 嘉雄	群馬県前橋市亀里町900
株式会社 アイ・トピア	田中 尚己	東京都町田市原町田4-20-1
フジパンストアー株式会社	国広 哲彦	愛知県名古屋瑞穂区松園町1-50
株式会社 スイートガーデン	友田 雅己	京都府京都市中央区烏丸通御池下る虎屋町566-1
株式会社 丸三三原製茶園	三原 不二夫	長野県安曇野市豊科5750

(変更後)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社 ベイシア	高山 正雄	群馬県前橋市亀里町900
株式会社 アイ・トピア	田中 尚己	東京都町田市原町田4-20-1
フジパンストアー株式会社	国広 哲彦	愛知県名古屋瑞穂区松園町1-50
株式会社 スイートガーデン	友田 雅己	京都府京都市中央区烏丸通御池下る虎屋町566-1
株式会社 丸三三原製茶園	三原 不二夫	長野県安曇野市豊科5750
株式会社 ベイシア電器	土屋 嘉雄	群馬県前橋市亀里町900

4 変更した年月日

(1) 平成19年1月1日

- (2) 株式会社 ベイシア の代表者の変更 平成19年1月1日
株式会社 ベイシア電器 の出店 平成20年7月17日
- 5 届出年月日
平成21年3月19日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成21年4月6日から平成21年8月6日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年4月6日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

Jマート・オギノ 諏訪店
諏訪市大字四賀字神宮寺道下通2163-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社 Jマート
東京都三鷹市野崎1-20-20
株式会社 オギノ
山梨県甲府市徳行1-2-18

3 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	2	1
出口	2	1
合計	4	2

位置は届出書に添付された図面のとおり

4 変更する年月日

平成21年4月27日

5 届出年月日

平成21年3月25日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年 4月 6日から平成21年 8月 6日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 2項の規定による変更の届出があったので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第 8条第 2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年 4月 6日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパースポーツゼビオ 松本店
松本市芳川村井町856-16 外 8筆

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

有限会社 KRF6
東京都港区新橋 2-2-9

3 変更しようとする事項

(1) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

保管施設番号	変更前	変更後
①	19.5立方メートル	27.7立方メートル
②	14.4立方メートル	30.7立方メートル
③	-	23.6立方メートル
④	-	23.6立方メートル
合計	33立方メートル	105立方メートル

容量の合計は 1立方メートル未満切捨て

施設の位置は届出書に添付された図面のとおり

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設番号	変更前	変更後
①、②	午前 6時から 午後 9時まで	午前 6時から 午前 4時まで

4 変更する年月日

- (1) 平成21年11月12日
- (2) 平成21年 4月17日

5 届出年月日

平成21年 3月11日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年 4月 6日から平成21年 8月 6日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 2項の規定による変更の届出があったので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第 8条第 2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年 4月 6日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コミュニティーマーケットプレイスGAZA
塩尻市大字広丘野村1688-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社 アップランド
松本市大字今井7155-28

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社 アップランド	午前 9時	午後10時	午前 9時	午後11時
有限会社 宮沢雑貨店				
株式会社 たちばな				
株式会社 健康家族				
株式会社 ノセ眼鏡店				
株式会社 チョダ				
株式会社 東京デリカ				
株式会社 ダイリン				
株式会社 大創産業				
株式会社 しまむら				
株式会社 マックハウス				
株式会社 ハニーズ				
株式会社 神奈川くまざわ書店				
株式会社 いたた				
有限会社 衣料のカミジョウ				
株式会社 タツミヤ				

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場番号	変更前	変更後
1	午前6時～ 午後10時30分	午前8時30分～ 午後11時30分
2	午前8時30分～ 午後10時30分	
3	午前7時～ 午後10時30分	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	9	7
出口	9	8
合計	18	15

出入口の位置は届出書に添付された図面のとおり

- 4 変更年月日
平成21年3月26日
- 5 届出年月日
平成21年3月17日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成21年4月6日から平成21年8月6日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年4月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベシシア 堀金店
安曇野市堀金烏川5142-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所
株式会社 ベシシア
群馬県前橋市亀里町900
- 3 変更しようとする事項
駐車場の位置及び収容台数

駐車場番号	変更前	変更後
1	470台	422台
2	115台	115台
3	127台	127台
4	130台	45台
合計	842台	709台

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 4 変更する年月日
平成21年11月20日
- 5 届出年月日
平成21年3月19日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成21年4月6日から平成21年8月6日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年4月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アップルランド 穂高西店
安曇野市穂高5580-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所
株式会社 アップルランド
松本市大字今井7155-28
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社 アップルランド	午前10時	午後8時	午前9時	午後11時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
1, 2	午前9時30分～ 午後8時30分	午前8時30分～ 午後11時30分

- 4 変更する年月日
平成21年3月26日
- 5 届出年月日
平成21年3月12日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成21年4月6日から平成21年8月6日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生届出が次のとおりありました。

平成21年4月6日

長野県知事 村井 仁

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	患畜疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成21年3月18日	患畜	1	上伊那郡箕輪町

園芸畜産課

公告

平成21年3月30日、長野県上水内郡鳥居川土地改良区の定款変更を認可しました。

平成21年4月6日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成21年4月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 組合の名称
塩尻市広丘駅東第二土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成7年2月16日から平成26年3月31日まで
- 3 施行地区
塩尻市大字広丘野村字渋池の全部並びに宇野村、字山ノ神、字宮畑、字八幡、字原口、字角前、及び字金塚の一部
- 4 事務所の所在地
塩尻市大字広丘原新田215番地12 塩尻市農業協同組合広丘支所内
- 5 設立認可の年月日
平成7年2月8日
- 6 変更認可の年月日
平成21年3月30日

都市計画課

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により、諏訪市城南一丁目2680番地2 高尾英雄から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表します。

平成21年4月6日

長野県監査委員 高見澤 賢 司
同 柿 沼 美 幸
同 宮 澤 宗 弘

20監査第50号

平成21年(2009年)3月25日

(請求人) 様

長野県監査委員 高見澤 賢 司
同 柿 沼 美 幸
同 宮 澤 宗 弘

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について
(通知)

平成21年2月18日付けで受理しました長野県職員に関する措置請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により監査したので、別紙のとおり結果を通知します。

(別紙)

長野県職員に関する措置請求の監査結果

- 第1 監査の請求
- 1 請求人
諏訪市城南一丁目2680番地2 高尾 英雄
- 2 請求書の提出
請求書の提出は、平成21年2月12日である。